

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日は、  
翌日の翌日)

## 目 次

- ◇規 則 鳥取県会計規則の一部を改正する規則(会計課)
- ◇告 示 新たに生じた土地の確認(地方課)
- 字の区域の変更(二件) (〃)
- 土地改良法による換地処分(農村整備課)
- 土地改良事業の認可申請の適否の決定(〃)
- 県道の区域の変更(道路課)
- 県道の供用の開始(〃)
- 廃川敷地の生成(河川課)
- ◇教委告示 鳥取県指定天然記念物に係る地域の追加指定(文化課)
- ◇公安告示 遊技機の型式の検定(防犯少年課)
- ◇正 誤 昭和六十三年十一月鳥取県告示第五十三号中訂正

## 規 則

鳥取県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和六十三年十二月二十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

### 鳥取県規則第七十三号

鳥取県会計規則の一部を改正する規則

鳥取県会計規則(昭和三十九年三月鳥取県規則第十一号)の一部を次のように改正する。

別表第一の二の二の表中

境水産高等学校

漁獲物の売払に係る  
の収納に関する事務

歳入金の一部

を

鳥取空港管理事務所

空港施設に係る使用料の一部  
に関する事務

境水産高等学校

漁獲物の売払に係る歳入金の  
の収納に関する事務

収納

に改める。

一部

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

鳥取県告示第千二百二十七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九条の五第一項の規定に基づき、福部村長から同町の区域内に次のとおり新たに生じた土地を確認した旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

昭和六十三年十二月二十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

新たに生じた土地の位置（昭和六十三年八月二十三日現在の地番による。）	新たに生じた土地の面積
福部村大字岩戸字屋敷二一九の二、二一九の四、二三三の 一、二三三の二、二三五、二三七、二三九、二四一、二四 三、二四五、二四七、二四九、二五一、二五一次一、二五 三、二五五、二五七、二五九、二六一、二六二の一、二六 八次一、二七〇、二七二及びこれらと一体をなす国有地の 地先	一一、四一六・〇 〇平方メートル

鳥取県告示第千二百二十八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、福部村長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があつた

ので、同条第二項の規定により告示する。  
この字の区域の変更は、昭和六十三年十二月二十三日からその効力を生じる。

昭和六十三年十二月二十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する字の名称	同上の区域（昭和六十三年八月二十三日現在の地番による。）
大字岩戸字屋敷	大字岩戸字屋敷の全域 大字岩戸字屋敷二一九の二、二一九の四、二三三の一、二 三三の二、二三五、二三七、二三九、二四一、二四三、二 四五、二四七、二四九、二五一、二五一次一、二五三、二 五五、二五七、二五九、二六一、二六二の一、二六八次一、 二七〇、二七二及びこれらと一体をなす国有地の地先の土 地

鳥取県告示第千二百二十九号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、倉吉市長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条において準用する同法第五十四条第四項の規定による西郷地区の換地処分の公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和六十三年十二月二十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する 字の名称	同上の区域（昭和六十一年六月一日現在の地番による。）
栗尾字本谷北平	栗尾字本谷北平のうち四九六の二、四九六の三以外の区域
栗尾字斉ノ神	栗尾字本谷北平四九六の二、四九六の三 栗尾字籠谷口五〇三の一部、五〇四の一部及びこれらと一体をなす国有地 栗尾字斉ノ神の全域
栗尾字籠谷口	栗尾字休石一二六の一部、一二七の一部及びこれらと一体をなす国有地 栗尾字籠谷口のうち五〇三の一部、五〇四の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 栗尾字池尻五七二の二
栗尾字池尻	栗尾字池尻のうち五七二の二以外の区域
栗尾字休石	栗尾字休石のうち一二六の一部、一二七の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
栗尾字未谷口	栗尾字未谷口の全域 栗尾字未谷平四二一の四
栗尾字未谷平	栗尾字未谷平のうち四二一の四以外の区域
栗尾字大田	栗尾字堂面一一〇の二の一部、一一〇の六の一部及びこれらと一体をなす国有地
栗尾字堂面	栗尾字大田のうち二〇七と一体をなす国有地の一部以外の区域
栗尾字鑑田	栗尾字鑑田一〇〇の二の一部、一〇〇の三の一部、一〇一の二の一部及びこれらと一体をなす国有地 栗尾字堂面のうち一一〇の二の一部、一一〇の六の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 栗尾字大田二〇七と一体をなす国有地の一部
栗尾字八人場	栗尾字箱谷三七の二の一部 栗尾字八人場の全域
栗尾字箱谷	栗尾字箱谷のうち三七の二の一部以外の区域
栗尾字小田	栗尾字小田のうち二二九の二の一部、二三〇の二の一部以外の区域 栗尾字梨子木二三一の四から二三一の六まで、二三一の七の一部及びこれらと一体をなす国有地 栗尾字三木谷二四四の一部
栗尾字兜山	栗尾字兜山のうち六四五の二、六五一の二〇以外の区域
栗尾字三木谷	栗尾字小田二二九の二の一部、二三〇の二の一部 栗尾字梨子木二三一の七の一部、二四〇の三、二四〇の四、二四一の二の一部及びこれらと一体をなす国有地 栗尾字三木谷のうち二四三の二の一部、二四三の二の一部、二四四の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域





鳥取県告示第千二百三十一号

鳥取市が行う土地改良事業（第三期山村振興農林漁業対策事業松上地区農道整備）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十三年十二月二十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十三年十二月二十四日から二十日間

三 縦覧に供する場所

鳥取市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第千二百三十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、昭和六十三年十二月二十三日から二週間鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

昭和六十三年十二月二十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

路線名	変更後		敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)
	変更前	変更後		
加茂用瀬線	八頭郡用瀬町大字安蔵字林ノ 口二九七―二地先から同大字 字高畔四一―一地先まで	八頭郡用瀬町大字安蔵字林ノ 口二九七―二地先から同大字 字高畔四一―一地先まで	六・二〇〇	七〇〇・〇
	八頭郡用瀬町大字安蔵字林ノ 口三〇九―一地先から同大字 字下河原三八三―一地先まで	八頭郡用瀬町大字安蔵字林ノ 口三〇九―一地先から同大字 字下河原三八三―一地先まで	六・二〇〇	三三〇・〇

鳥取県告示第千二百三十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり県道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、昭和六十三年十二月二十三日から二週間鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

昭和六十三年十二月二十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

路線名	区 間	供用開始の期日
加茂用瀬線	八頭郡用瀬町大字安蔵字林ノ口二九七―二地先から同大字字高畔四一―一―地先まで	昭和六十三年十二月二十三日

鳥取県告示第千二百三十四号

河川区域の変更により、次のとおり廃川敷地が生じたので、河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）第四十九条の規定により告示する。

その関係図面は、鳥取県土木部河川課及び鳥取県郡家土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

昭和六十三年十二月二十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 河川の名称

千代川水系に係る一級河川眷米川

二 廃川敷地が生じた年月日

昭和六十三年十二月二十三日

三 廃川敷地の位置

八頭郡若桜町大字湯原字宮ノ元一九二―二地先から同大字字中土居一  
二七―二地先まで  
四 廃川敷地の種類及び数量  
土地 二、三五〇・一九平方メートル

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第二十六号

鳥取県文化財保護条例（昭和三十四年十二月鳥取県条例第五十号）第三十條第一項の規定に基づき、昭和五十八年九月鳥取県教育委員会告示第十六号（鳥取県指定天然記念物の指定について）で指定した坂谷神社社叢に次の地域を追加して指定し、同条第二項において準用する同条例第四條第三項の規定により告示する。

昭和六十三年十二月二十三日

鳥取県教育委員会委員長 森 田 隆 朝

名 称	現在指定している地域	追加して指定する地域
坂谷神社社叢	岩美郡福部村大字栗谷字坂谷奥三・八九、五三三	岩美郡福部村大字栗谷字坂谷奥五三二のうち実測三、三二六・六一平方メートル

## 公安委員会告示

### 鳥取県公安委員会告示第八十五号

次の遊技機の型式については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第二十条第三項の技術上の規格に適合していると認められたので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第九条第一項の規定により告示する。

昭和六十三年十二月二十三日

鳥取県公安委員会委員長 松 田 喜代次

遊技機の種類	型 式	製 造 業 者 名
ぱちんこ遊技機	プレジデントP一六	株式会社ソフィア
	マッハシュートP一ニ	
	ハワイアンドリーム	
	パッキークラブP一ニ	
	スターライン	
ビック		株式会社平和

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月千八百円（送料を含む。）】

回胴式遊技機				
インディアン	オールスターII	ハッピーバードI	アストロライナー	アペックス三〇一EX.
	株式会社三共		山佐株式会社	サミー工業株式会社

正 誤

昭和六十三年十一月鳥取県告示第千五十三号（保安林の指定の解除予定について）中次の箇所に誤りがあつたので、訂正する。

頁 段 行	誤
七 下 八	二〇一四の七、二〇一四の九（以上二筆国有林）
	正
	二〇一四の七（国有林）